○文部科学省告示第百二十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成二十五年八月七日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十六年八月二十七日　文部科学大臣　下村　博文

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
前田育徳会事務棟（図書閲覧所）	鉄筋コンクリート造二階建、建築面積一八六平方メートル	平成十二年文部省告示第二十四号	東京都目黒区駒場四―三―五五
前田育徳会書庫	鉄筋コンクリート造三階建、建築面積一四三平方メートル	平成十二年文部省告示第二十四号	東京都目黒区駒場四―三―五五
前田育徳会什器庫（貴重庫）	鉄筋コンクリート造三階建、建築面積一〇二平方メートル	平成十二年文部省告示第二十四号	東京都目黒区駒場四―三―五五
前田育徳会塀	石造一部コンクリート造、延長一四〇メートル	平成十二年文部省告示第二十四号	東京都目黒区駒場四―三―五五

○文部科学省告示第百二十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月二十八日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十六年八月二十七日　文部科学大臣　下村　博文

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
旧佐渡鉱山大立竪坑櫓	鉄骨造櫓、高さ一四メートル、貯鉱庫付	平成二十年文部科学省告示第二十五号	新潟県佐渡市下相川三―七
旧佐渡鉱山大立捲揚室	石造及び鉄筋コンクリート造、面積三四二平方メートル、巻揚機及び空気圧縮機付	平成二十年文部科学省告示第二十五号	新潟県佐渡市下相川三―七
旧佐渡鉱山道遊坑	石造及びコンクリート造、延長一三二メートル、幅員二・三メートル	平成二十年文部科学省告示第二十五号	新潟県佐渡市相川宗徳町一―一
旧佐渡鉱山間ノ山下アーチ橋	石造単アーチ橋、橋長一〇メートル、幅員三・三メートル	平成二十年文部科学省告示第二十五号	新潟県佐渡市相川宗徳町
旧佐渡鉱山間ノ山上アーチ橋	石造単アーチ橋、橋長八・一メートル、幅員六・五メートル	平成二十年文部科学省告示第二十五号	新潟県佐渡市相川宗徳町
善通寺金堂	木造平屋建、瓦葺、建築面積一九九平方メートル	平成二十一年文部科学省告示第百七十六号	香川県善通寺市善通寺町三―六二二
善通寺五重塔	木造五重塔、瓦葺、建築面積四一平方メートル	平成二十一年文部科学省告示第百七十六号	香川県善通寺市善通寺町三―六二二

○海上保安庁告示第九十八号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年八月二十七日　海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中型回転翼航空機（最大離陸重量二、五〇〇kgを超え一五、〇〇〇kg以下のもの）の項中

「MH　688　同　JA　688A」を

「MH　688　同　JA　688A

MH　689　同　JA　689A」に改める。

附　則

この告示は平成二十六年八月二十八日から施行する。

○東北地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十七日　東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
青森県上北郡野辺地町字松ノ木八〇番七から同町字松ノ木四九番二まで	前	一〇・三〇メートル～三八・七〇メートル	二〇〇・二〇キロメートル
	後	一二・九〇メートル～三八・七〇メートル	二〇〇・二〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十七日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百十六号、二百八十九号及び四百二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟市中央区学校町通二番町五二七四番一二から同市中央区医学町通二番町一〇番一まで	前	三五・三六メートル～四二・〇〇メートル	二〇〇・〇三一キロメートル
	後	三四・〇九メートル～四六・五〇メートル	二〇〇・〇三一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所